

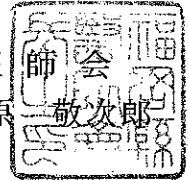


福県医発第 1025 号 (総)
平成 14 年 9 月 2 日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 関 原 一 敬 次 郎



記録、帳簿の電子媒体による保存について

標記について、別添のとおり福岡県保健福祉部長より通知がありましたので
お知らせいたします。

つきましては、貴会会員に対して周知方よろしくお願い申し上げます。

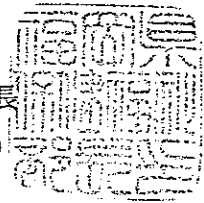
14医指指第58号

平成14年8月27日

社団法人福岡県医師会長
社団法人福岡県歯科医師会長
社団法人福岡県病院協会長
社団法人福岡県私設病院協会長
社団法人福岡県精神病院協会長
全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健福祉部長
(医療指導課医療指導係)



記録、帳簿の電子媒体による保存について

本県の保健福祉行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、別添のとおり平成14年8月13日医薬発第0813001号により厚生労働省医薬局長から通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員に対して周知方よろしく申し上げます。

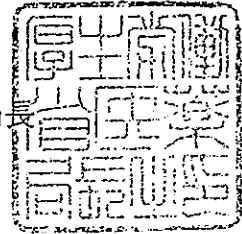


医薬発第0813001号

平成14年8月13日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区区长 } 殿

厚生労働省医薬局長



記録、帳簿の電子媒体による保存について

診療録等の電子媒体の保存については、別添の「診療録等の電子媒体による保存について」（平成11年4月22日付け厚生省健康政策局長・医薬安全局長・保険局長連名通知）（以下「連名通知」という）により、電子媒体による保存を認めたところであるが、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）におけるエックス線装置等の測定結果記録、放射線障害が発生するおそれのある場所の測定結果記録並びにエックス線装置等の使用時間及び放射線照射装置等の入手等に関する帳簿の電子媒体による保存については、これまで可否が明らかにされていないところである。

そこで、今般、下記に掲げた記録、帳簿について、連名通知に掲げる基準及び留意事項を満たした場合には、電子媒体による保存を認めることとしたので、御了知の上、関係者に周知をお願いする。

また、この通知は記録、帳簿の電子媒体による保存を義務付けるものではなく、紙媒体により保存する場合には従来どおりの取扱いとする。

記

電子媒体による保存を認める記録、帳簿

- （一）医療法施行規則第30条の21に規定されるエックス線装置等の測定結果記録
- （二）医療法施行規則第30条の22に規定される放射線障害が発生するおそれのある場所の測定結果記録
- （三）医療法施行規則第30条の23に規定されるエックス線装置等の使用時間及び放射線照射装置等の入手等に関する帳簿

(別添)

○診療録等の電子媒体による保存について

(平成一一年四月二二日)

(健政発第五一七号)

(・医薬発第五八七号・保発第八二号各都道府県知事あて厚生省健康政策局長・厚生省医薬安全局長・厚生省保険局長通知)

診療録等の記載方法については、「診療録等の記載方法について」(昭和六三年五月六日付け厚生省健康政策局総務・指導・医事・歯科衛生・看護・薬務局企画・保険局医療課長、歯科医療管理官連名通知)により、作成した医師等の責任が明白であれば、ワードプロセッサ等いわゆる OA 機器により作成することができるものと解されているところであるが、診療録等の電子媒体による保存の可否については、これまで明らかにされていないところである。

そこで、今般、左記一に掲げた文書等(以下「診療録等」という。)について、左記二に掲げる基準を満たす場合には、電子媒体による保存を認めるとともに、その実施に際し、留意すべきことを左記三のとおり示すこととしたので、御了知の上、関係者に周知方を願います。

この基準は、診療録等の電子媒体による保存を行うに際してのものであり、診療録等の情報活用を行うに際しての基準ではないことから、各医療機関においては、保存された診療録等の情報が発生源入力システム、新旧のシステム等のシステムにおいて、支障なく利用されるように注意を払うよう、合わせて関係者に周知方を願います。

なお、本通知をもって、「エックス線写真等の光磁気ディスク等への保存について」(平成六年三月二九日付け健政発第二八〇号厚生省健康政策局長通知)は廃止する。

また、この通知は電子媒体による保存を義務付けるものではなく、紙媒体により保存する場合には従来どおりの取扱いとする。

さらに、本年三月一日、高度情報社会医療情報システム構築推進事業による診療録等の電子媒体による保存に関するガイドライン及び運用管理規程例の検討の結果が取りまとめられたところであるので、参考までに送付する。

記

一 電子媒体による保存を認める文書等

- (一) 医師法(昭和二三年法律第二〇一号)第二四条に規定されている診療録
- (二) 歯科医師法(昭和二三年法律第二〇二号)第二三条に規定されている診療録
- (三) 保健婦助産婦看護婦法(昭和二三年法律第二〇三号)第四二条に規定されている助産録
- (四) 医療法(昭和二三年法律第二〇五号)第二一条、第二二条及び第二二条の二に規定されている診療に関する諸記録及び同法第二二条及び第二二条の二に規定されている病院の管理及び運営に関する諸記録
- (五) 歯科技工士法(昭和三〇年法律第一六八号)第一九条に規定されている指示書
- (六) 薬剤師法(昭和三五年法律第一四六号)第二八条に規定されている調剤録
- (七) 救急救命士法(平成三年法律第三六号)第四六条に規定されている救急救命処置録
- (八) 保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三二年厚生省令第一五号)第九条に規定されている診療録等
- (九) 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和三二年厚生省令第一六号)第六条に規定されている調剤録
- (一〇) 歯科衛生士法施行規則(平成元年厚生省令第四六号)第一八条に規定されている歯科衛生士の業務記録

二 基準

法令に保存義務が規定されている文書等に記録された情報(以下「保存義務のある情報」という。)を電子媒体に保存する場合は次の三条件を満たさなければならない。

- (一) 保存義務のある情報の真正性が確保されていること。

- 故意または過失による虚偽入力、書換え、消去及び混同を防止すること。

- 作成の責任の所在を明確にすること。

- (二) 保存義務のある情報の見読性が確保されていること。

- 情報の内容を必要に応じて肉眼で見読可能な状態に容易にできること。

- 情報の内容を必要に応じて直ちに書面に表示できること。

(三) 保存義務のある情報の保存性が確保されていること。

○ 法令に定める保存期間内、復元可能な状態で保存すること。

三 留意事項

(一) 施設の管理者は運用管理規程を定め、これに従い実施すること。

(二) 運用管理規程には以下の事項を定めること。

① 運用管理を総括する組織・体制・設備に関する事項

② 患者のプライバシー保護に関する事項

③ その他適正な運用管理を行うために必要な事項

(三) 保存されている情報の証拠能力・証明力については、平成八年の高度情報通信社会推進本部制度見直し作業部会報告書において説明されているので、これを参考とし十分留意すること。

(四) 患者のプライバシー保護に十分留意すること。